

中央協議会における審査基準

	基礎ポイント	加算ポイント	得意メニュー ※1	マイルド型 改定値
 				
I 収益性向上の取組				
①操業・生産体制の改革 (Ⅲに関する内容を除く)	同一漁業種類でこれまでに実施されたもうかる事業の実証結果を踏まえた上で計画が練られ、取組内容に新規性があるか、国費に見合う実証価値があるか、十分な波及効果が期待できるか、労働生産性の向上(効率化)が図られているかの観点から、度合いと実現可能性に応じて評価。 (新船建造を伴う場合(マイルド型を除くメニュー)、主要な取組が新船建造によらずとも実施可能な場合は低評価。)	下記に該当する場合、新規性を勘案して評価。ただし収益性向上に資する場合に限る。 (複数選択可。ただし1つの行為が「力」を除き複数に該当する場合はいずれか1つを選択。	○	○
		ア 新たに複数漁法を導入する イ 操業方法の大幅転換を図る ウ 同一漁法で新たな魚種を採捕する エ 既存規制の緩和につながる オ その他操業方法の抜本的改革((研)水産研究・教育機構開発調査センターによる試験的な取組の社会実装等) カ 操業の協業化又は共同経営化を図る(事務・陸上作業の協業化を含む)	○	○
②ICT技術の活用による操業効率化	過去にもうかる事業で採用された技術や装置、取組等※2の効果検証を踏まえた上で有効なものを採用しているか、その度合いと実現可能性に応じて評価。(Ⅱ③に関する取組を除く)	これまでに採用されていない新たな有効な技術や装置等を投入する場合、実証する価値と実現可能性に応じて評価	○	○
③漁船のメンテナンスにかかるコストの低減	改修費低減への取組の程度に応じて評価。	船体の大幅改修や再利用が容易であり、かつ、エンジンや冷凍機の換装が容易である等従来の仕様と囚われない設計を新たに考案しこれを導入しようとする場合、将来性を踏まえて評価	○	×
④流通販売(輸出促進含む)	マーケットインの取組等、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価	下記に該当する場合に評価 ア 輸出促進対策を講じる場合、具体性・実現可能性の度合いに応じて評価 (ただし、新船建造又は大規模改修によらねば困難なほどのハード面の取組改善がある場合が対象) イ 輸出実績があり、関連施設のHACCP認証を取得する等業界団体を挙げて今後の収益向上の取組として重要視している場合、程度に応じて評価	○	○
II 資源管理				
①資源管理計画・協定以外の自主的な取組	資源管理計画・協定の内容を記載の上、同協定の効果を高める自主的な取組や同協定の内容を上回る取組を実施する場合、資源管理への影響に応じて評価(②との重複可)		○	○
②改正漁業法に基づく数量管理(IQ管理)の高度化	主たる漁獲物(水揚げ金額の半分以上を占める魚種)でIQ管理若しくはこれに準ずる取組を行っている場合、又は、当該取組の導入に向けて具体的な取組を行っている場合、その進展度合い等に応じて評価。(業界団体としての主体的な取組がない場合は低評価)	下記に該当する場合に評価 ア 船上記録カメラを搭載し、管理当局から情報提供を求められたら提供するとしている場合、地域漁業管理機関の取決めの枠内で実証船に自主的にオフブーハーを乗船又は電子モニタリングシステムを搭載させることを業界団体として誓約する場合 イ スクラップ漁船からIQ譲渡を受ける計画	○	○
③漁獲報告の電子化・自動化等	洋上からの電子化した漁獲報告(FAX除く)の取組状況又は取組予定について、業界を挙げて取り組んでいる場合、地域又はグループの取組である場合、行政当局に相談の上独自の取組を行う場合、行政当局から要請があった場合に対応するとしている場合、の順に程度に応じて評価	下記に該当する場合に評価 ア 洋上からの漁獲報告の自動化に既に取り組んでいる場合 イ 漁業情報、水温等の漁海況データを、資源評価を担う研究機関又は漁海況予測の精度向上に協力する機関の求めに応じ自動送信することとしている場合	○	○
III みどりの食料システム戦略(省エネの取組)				
①水揚量又は水揚げ金額あたりの燃油使用量の削減(低速走行による削減分を除く。操業日数削減による効果を含む。)(船団操業の場合は船団全体の削減幅で評価。業界全体で減船する場合は減船による削減分を考慮可。)	削減率※3とその実現可能性に応じて評価	バイオ燃料等の利用や漁労機器の油圧から電化への切り替えを図る場合、程度や実現可能性に応じて評価	○	○
②水揚量・水揚げ金額と燃油使用量・燃油費の対比(低速走行による削減分を含めて算出可)	5年後燃油使用量(kl)≦5年後水揚量(t) 又は 5年後推定燃油費(直近5年平均単価より推計)≦5年後推定水揚げ金額の25% のいずれかの達成見通しと実現可能性を評価	「漁業経営セーフティネット構築事業」における省エネ計画(購入予定数量削減目標)の中で、10年後に10%以上削減する目標を設定している	○	○
③装置、装備品の省エネ化(省エネに資する内容を列記)、リサイクル等環境対応	取組内容に応じて評価	自然冷凍を導入する	○	○
④みどり認定の取得	実証に取り組む漁業者がみどり認定を受けている場合又は事業実施期間中にみどり認定を受ける見込みがある場合に評価		○	○
IV 漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善				
①漁船の安全性、居住性及び作業性	取組内容に応じて評価	・漁船設備基準をILO基準※4に適合させる場合、程度に応じて評価	○	○
②担い手の確保・育成に資する取組み	取組内容に応じて評価	・転売時に救済信号を発信するライフジャケットを人数分整備する ・用船契約を締結する漁船の所有者又は使用者の独自の取組として、乗組員の海技免状の取得のための支援措置を講じる ・農福連携(水福連携)※5の推進に取り組む (経営者が障がい者を従事者として雇用する場合に限る。陸上の事務や事業で水揚げした製品の販売に関わる業務のために雇用する場合も対象)	○	○
③乗組員の1日あたりの労働時間(休息時間)の改善	改善幅とその実現可能性に応じて評価		○	○
④乗組員の労働環境の改善(船内Wi-Fi設置、1航海日数の短縮化等)(①～③に該当するものを除く)	取組内容に応じて評価		○	○
V 全体の収支見込等				
全体の収支見込、償却前利益の確保	全体の収支見込及び償却前利益の確保の妥当性・実現可能性を評価(漁獲量の変動リスクを踏まえた余裕のある計画となっているか、漁獲量増加を見込んでいる場合、対象資源の専門家の評価が踏まえられているか等合理性の有無に留意)		○	○
VI 不漁対策				
事業実施要領に規定する不漁対策	・事業実施要領に規定する不漁対策※6に該当する場合に一定評価 ・(間接的に)北太平洋さんま漁業、いか釣り漁業、さけ定置網漁業の収益改善に資する取組である場合、程度に応じて評価	実証に取り組む漁業者に限らず、不漁対策を行うとうとする漁業者の経営形態の変更を促す取組(複合化等に伴う新たな漁獲対象魚種の販路拡大等)	○	○
VII 委員追加点				
その他加算すべき内容があれば理由を付して加算	(上記評価項目にない評価すべき取組がある場合や全体を通して特に評価すべき内容がある場合が対象)		○	○

※ 要領上の必須項目(薄緑色)について、一定の評価に達しない場合又は全体の評価が著しく低い場合は認定しない

※1:事業実施要領上及び事業の趣旨から必須の項目は◎、必須ではないが計画に記載があれば採点する項目は○、採点の対象外は×

※2:高速ブロードバンド衛星通信、ウェアラブル・テグシステム、燃料消費モニター、魚群温度計測器、鳥見レーザー、ソナーブイ、漁獲情報・水温情報の即時発信による漁場予測の高度化(Ⅱ-③加算ポイントとする)等

※3:削減率(%)=100×[1-(5年後燃油使用量/5年後漁獲量又は水揚げ金額)×(直近5年平均の漁獲量又は水揚げ金額/直近5年平均の燃油使用量)]。

※4:総トン数20t以上200t未満の漁船にあっては「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針(平成19年7月26日付け水産庁長官通知)」による。

※5:農福連携とは、「農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組」をさし、「水福連携」は農業を水産業に置き換えたもの。

参考URL https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/noufuku_suishin_kaigi/dai2/siryou1.pdf

※6:不漁対策:サンマ、サケ及びスズメダイの不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的漁船の導入等抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の取組。具体的には、船団操業や新たな業種追加(実証する価値があるものに限り)、定置網漁業は減収等による協業化や共同経営化等。

「事業実施要領」:もうかる漁業創設支援事業実施要領

「要領」:漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領